

# 横浜市建築局から 違反建築防止に向けたご協力をお願い 「排煙設備って何!？」

## ● 排煙設備とは？

「排煙設備」とは火災時に発生する煙やガスを屋外に排出するための窓や機械設備のことで、一定の居室や廊下等には排煙設備を設置することが決められています。

室内の天井付近に設けた窓によって煙を排出する「自然排煙方式」と、機械を使って煙を排出する「機械排煙方式」があります。

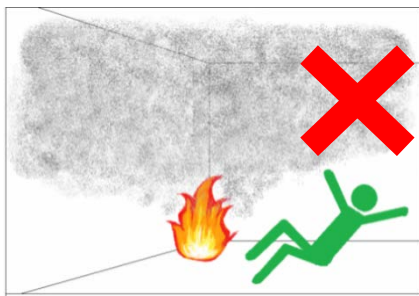
## ● 排煙設備の役割

排煙設備は、初期火災からフラッシュオーバーにおける火災の拡大を遅らせるとともに、廊下などの避難経路が煙やガスで充満することを抑える重要な役割があります。

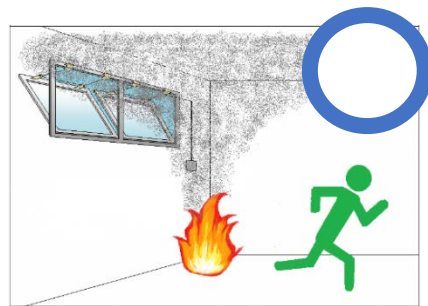
※ フラッシュオーバー（室内の局所的な火災が、ごく短時間に、部屋全域に拡大する現象）

## ● 排煙設備に不備があると

排煙設備に不備があると、火災の際に煙やガスがあつという間に充満してしまい**死亡事故**につながってしまう事もあります。



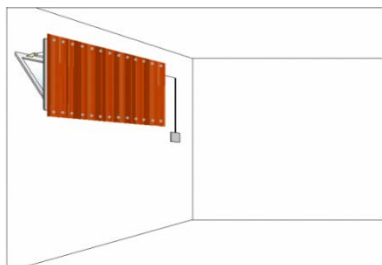
排煙設備が設置されていない状態



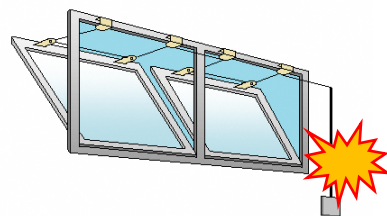
排煙設備が適切に設置されている状態

## ● よくある違反の事例

- ①排煙設備が不要な用途から必要な用途に変更する際に、排煙設備を設置していない。
- ②木板や家具等で排煙設備を塞いでいる。
- ③老朽化により窓が開かない等、排煙設備が適切に作動しない。



木板等で塞いでいる



老朽化等により排煙設備が適切に作動しない

火災の際、上記の事例等により建物利用者に被害が発生した場合は、管理者に責任が問われる可能性があります。よくある違反の事例を参考に、改めて排煙設備の適正な維持・管理について借主等への説明をお願いします。改善方法等でご不明な点は、建築士等にご相談ください。

**お問合せ先**

**横浜市 建築局 違反对策課 (045-671-3856)**